

○鹿児島大学グローバルセンタースタディ・ジャパン・プログラム履修規則
平成 29 年 5 月 12 日
総機規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学グローバルセンター(以下「センター」という。)の
スタディ・ジャパン・プログラム(以下「SJP」という。)の授業、試験及び成績
の評価、並びに修了その他教育に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 SJP は、留学生(以下「学生」という。)が日本語日本文化の基本事項を習
得し、その成果を単位として修得できるとともに、大学生活の基盤を確立する
ことを目指し、もって、鹿児島大学における短期留学の拡充・促進を図ることを
目的とする。

(学期)

第 3 条 SJP の学期は、次の 2 学期とする。
春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(授業科目)

第 4 条 SJP の教育課程は、次に掲げる学修科目をもって編成する。

- (1) 日本語学修科目
- (2) 文化学修科目

2 各学修科目に係る授業科目名、単位数、講義内容等は、別に定める。
(授業科目の履修方法等)

第 5 条 SJP の教育課程は、各授業科目を必修科目又は選択科目に分けて編成する
ものとする。

(単位の計算方法)

第 6 条 授業科目の単位の計算方法は、鹿児島大学学則(平成 16 年規則第 86 号)
第 40 条第 1 項の規定により次のとおりとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修科目の届出)

第 7 条 学生は、センターの指定する期間内に、履修申請により受講科目を届け
出て、登録しなければならない。

2 登録していない授業科目については、受講及び受験はできない。

(試験の時期)

第 8 条 試験は学期の終わりに行う。ただし、必要があるときは臨時に行うこと
がある。

(受験資格)

第 9 条 学生は、履修申請した授業科目について、原則としてその実授業時数の
3 分の 2 以上出席した場合に限り、試験を受けることができる。

(試験の方法)

第 10 条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 科目試験は、筆記試験又は口述試験とする。ただし、演習の授業科目は、試験
を行わず平素の成績により考査することがある。

3 論文試験は、修了研究において学生に対して教員が課題を与えて研究指導し、当
該学生がその成果をまとめて提出した修了レポートを審査し成績を判定する。
(成績の評価)

第 11 条 履修した授業科目の成績は 100 点満点で評価し、60 点以上を合格とす
る。

2 前項の規定による成績の評価については、授業科目概要に記載された各授業
科目の評価基準によって行う。

3 成績は、A(90 点以上)、B(80～89 点)、C(70～79 点)、D(60～69 点)又は F(59
点以下)の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。
(単位認定)

第 12 条 受講した授業科目について、合格した者には、単位を認定する。
(成績発表)

第 13 条 受講した授業科目については、学期ごとに第 11 条第 3 項に規定する評
語により、成績を発表する。

(追試験及び再試験)

第 14 条 やむを得ない事情により、定期の試験を受けられなかった者には、追
試験を行うことがある。追試験を受けようとする者は、当該試験期終了後 1 週
間以内に追試験願に病気の場合は医師の診断書、事故の場合はその証明書を添
付し、担当教員の許可を得て、センター長に提出しなければならない。

2 再試験は原則として行わないが、教育上必要と判断される場合、合格点に達しな
かった科目について再試験を行うことがある。この場合の成績評価は C を超え
ることはない。

(不正行為の措置)

第 15 条 試験等の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該期
のSJPの全受験科目を不合格(0点)とする措置をとる。

2 前項の不正行為を行った者については、鹿児島大学学則(平成16年規則第86
号)第60条の規定により当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒することがあ
る

(修了の認定)

第 16 条 SJP の学生で、学期ごとにセンターが定める所定の授業科目及び単位数を
修得した者は、国立大学法人鹿児島大学グローバルセンター運営委員会の議を
経てSJP 修了者と認定し、修了証を授与する。

附 則

この規則は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月2日から施行する。